

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において職員とは、局に常時勤務する者をいい、臨時に任用される者（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において職員とは、局に常時勤務する者及び<u>京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された者</u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）をいい、臨時に任用される者（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。</p>
<p>(勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間及び睡眠時間を除き、1週間について38時間45分を超えない範囲内で、別に定める。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間及び睡眠時間を除き、1週間について38時間45分を超えない範囲内<u>（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、15時間30分から31時間までの範囲内）</u>で、別に定める。</p>
<p>(勤務時間の特例)</p> <p>第3条の2 勤務の特殊性その他特別の事由により前条の規定により難い職員の勤務時間は、休憩時間及び睡眠時間を除き</p>	<p>(勤務時間の特例)</p> <p>第3条の2 勤務の特殊性その他特別の事由により前条の規定により難い職員の勤務時間は、休憩時間及び睡眠時間を除き</p>

1年を超えない期間を平均した1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内とする。

(休日)

第7条 (略)

(1)~(3) (略)

2 (略)

(年次休暇)

第10条 休暇年度の始めにおいて在籍する職員は、業務に支障がない限り1年につき20日の年次休暇を受けることができる。ただし、新たに職員となった者の

1年を超えない期間を平均した1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分から31時間までの範囲内)とする。

(休日)

第7条 (略)

(1)~(3) (略)

2 (略)

3 前2項に規定する休日のほか、定年前再任用短時間勤務職員について、別に勤務を要しない日を設けることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する休日等(第1項及び第2項に規定する休日並びに前項に規定する勤務を要しない日をいう。以下同じ。)において特に勤務することを命じる必要があるときは、その日を勤務日(休日等でない日をいう。以下同じ。)に変更することができる。この場合においては、他の勤務日を休日等とし、又は他の勤務日の勤務時間の一部について勤務を要しないものとすることができる。

(年次休暇)

第10条 休暇年度の始めにおいて在籍する職員は、業務に支障がない限り1年につき20日の年次休暇を受けることができる。ただし、年度の中途において、新

その年の年次休暇は、別表第1に定めるところによる。

2～7 (略)

(特別休暇)

第11条 (略)

(1)～(5) (略)

2 特別休暇の期間には、休日等を含むものとする。ただし、別に定める場合があつては、この限りでない。

(介護時間)

第12条の2 (略)

2 介護時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は前条第8項に規定する介護休暇の承認を得た期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間を受けることができるものとする。

3～4 (略)

たに職員となった者のその年の年次休暇は、別表第1に掲げる日数とする。

2～7 (略)

(特別休暇)

第11条 (略)

(1)～(5) (略)

2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の特別休暇の期間は、同項に規定する期間の範囲内において、別に定める。

3 特別休暇の期間には、休日等を含むものとする。ただし、別に定める場合があつては、この限りでない。

(介護時間)

第12条の2 (略)

2 介護時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する5年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は前条第8項に規定する介護休暇の承認を得た期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間を受けることができるものとする。

3～4 (略)

別表第1（第10条関係）

採用の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休暇口数	20	18	16	15	13	11	10	8	6	5	3	1

別表第1（第10条関係）

採用の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員の区分												
勤務を要しない日 を設けられた定年 前再任用短時間勤 務職員以外の職員	20日	18日	16日	15日	13日	11日	10日	8日	6日	5日	3日	1日
勤務を要しない日 を設けられた定年 前再任用短時間勤 務職員	16日	14日	13日	12日	10日	9日	8日	6日	5日	4日	2日	1日

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規定による改正後の京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第2条、第3条、第3条の2、第7条第3項、第11条第2項並びに別表第1の規定を適用する。
- この規程による改正前の京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第12条の2第1項の規定により介護時間の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日において同条第2項に規定する連続する3年の期間を経過していないものの当該介護時間に関するこの規程による改正後の京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第12条の2第2項の規定の適用については、同項中「連続する5年」とあるのは、「京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第14号）による改正前の京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第12条の2第1項の規定により介護時間を受けた最初の日から起算して5年」とする。

（交通局企画総務部職員課）